

令和 7 年度 第 6 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 9 月 1 7 日

場所 十和田市役所本館 3 階庁議室

令和7年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和7年9月17日(水) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和7年9月17日(水) 午後2時26分

4. 出席農業委員(19名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
5番	米田拓実	6番	中野雄一郎
7番	芋田一弘	8番	立崎和寿
9番	山田利昭	10番	稻田優憲
11番	奥山博	12番	小田正喜
13番	外山康仁	14番	竹浦寿広
15番	野崎さち子	16番	杉山秀明
17番	力石堅太郎	18番	山崎誠一
19番	箕輪展忠		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(11名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	四和地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	大平靖四郎	伝法寺地区	小笠原一成
藤坂地区	市崎貴之		

7. 会議に付した案件

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第30号 農地の転用事実に関する照会について
議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第21号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第22号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第24号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

8. 議事録署名委員

17番 力石 堅太郎

18番 山崎 誠一

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 櫻田 修一郎
事務局農地係長 吉田 武範
事務局主査 田嶋 裕紀
事務局主事 下山 昂大

事務局次長 中村 淳一
事務局振興係長 戸舘 奈津美
事務局主事 高瀬 七海

10. 書 記

事務局主査 田嶋 裕紀

議 長（箕輪展忠）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和７年９月５日に告示招集いたしました、令和７年度第６回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。１７番 力石 堅太郎 委員、１８番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、田嶋 裕紀 主査を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日１日限りとしたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に報告第２８号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）１ページをお願いします。報告第２８号、農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。２ページです。農地法によるものが合計１件、５筆、１７，９６４平方メートルです。今後の意向については、機構で別人と売買となっています。３ページです。農地中間管理事業によるものが、合計２件、２筆、８，１９３平方メートルです。今後の予定については、１７番が農地として管理、１８番は契約内容を変更して機構と再契約となっています。協力金の返還はありません。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）4ページをお願いします。報告第29号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は5ページから9ページです。今回は合計14件、79筆、160,932平方メートルで、すべて相続による所有権の取得です。取得後の内容は、農地として管理、貸借中、自ら耕作などとなっています。あっせんの希望はありません。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導を行っていきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）10ページをお願いいたします。報告第30号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は、合計4件、4筆、2,280平方メートルです。現地調査は令和7年9月9日に実施し、9月10日に法務局への回答を行っております。13番は、吾郷会館から南西に約300メートルの地点です。照会地は、礫まじりの土で埋め立てられており、農地としての再生利用が困難であること、また税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地であることから非農地と判断しております。14番は、立石研修館から南東に約450メートルの地点です。照会地は、山林となっており、税務課の土地課税台帳においても現況地目が山林であることから非農地と判断しております。15番は、元町コミュニティセンターから南東に約450メートルの地点です。照会地は、平成3年建築の事務所および住宅の敷地になっています。平成2年6月19日付けで貸家建築のため5条転用許可を受けたところであり、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地であることから非農地と判断しております。16番は、北野集落総合センターの北側隣接地です。照会地は昭和48年建築の住宅の敷地になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課の土地課税台帳においても現

況地目が宅地であることから非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、沢目委員、稲田委員の3名です。9月9日に現地調査及び市役所別館3階会議室において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時10分

（ _____ 会長職務代理者 退席 ）

再開 午後2時11分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）12ページをお願いします。議案第20号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は所有権の移転に関するものが13ページの合計2件、3筆、1,263平方メートルです。次に使用貸借に関するものが、14ページから15ページの合計2件、56筆、74,930.32平方メートルとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。8番 立崎和寿 委員お願いします。

報告委員（立崎和寿）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転2件、使用貸借による権利の設定2件の計4件です。所有権の移転は、いずれも売買によるもので、このうち新規取得は53番です。使用貸借による権利の設定は、26番が親から子への経営移譲で、27番が労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第

2項各号の規定に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）立崎委員、ご苦労様でした。次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。

13ページの所有権移転に係る申請番号53番の新規取得となる譲受人に対し、9月9日午後1時45分、市役所別館3階会議室において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）暫時休憩します。

休憩 午後2時14分

（ _____会長職務代理者 着席 ）

再開 午後2時15分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長をお願いします。

事務局長（櫻田修一郎） 16 ページをお願いします。議案第 21 号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は 17 ページから 23 ページで、このうち一括方式の所有権に関するものが、17 ページの合計 1 件、5 筆、17,964 平方メートルです。次に一括方式の賃借権に関するものが、18 ページから 19 ページの合計 4 件、17 筆、32,765 平方メートルで、すべて新規となっております。次に受け手の変更のみにかかるものが 20 ページから 23 ページで、このうち賃借権に関するものが 20 ページから 22 ページの、合計 8 件、31 筆、86,957 平方メートルで、すべて新規となっております。次に使用貸借によるものが 23 ページの合計 3 件、5 筆、16,207 平方メートルとなっております、すべて新規となっております。以上です。

議長（箕輪展忠） 農用地利用調整会議の結果について報告願います。十和田湖地区 白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（白山雄治郎） 14 番の調整内容を報告します。8 月 29 日午前 10 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 白山推進委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（力石堅太郎） 17 番力石です。19 ページの 71 番の貸し借りの件ですが、聞いた話によれば、_____さんは亡くなっていますけれども、その辺がどうなるのかを説明いただきたい。

農地係長（吉田武範） ただ今の質問についてお答えいたします。19 ページの 71 番、機構への出し手の_____さんが亡くなっているのではないかとこのお話かと思えます。亡くなっているのは事務局でも把握しておりまして、この計画が農林畜産課の方に提出されたのが亡くなる前ということで、今回そのままの、生きてると言いますか、亡がつかない状態での記載となっております。以上です。

農業委員（力石堅太郎） わかりました。今後相続とかなんとかが出てきた場合はその都度何かあるわけですか。

農地係長（吉田武範） 相続等により、次の方になっても権利自体は有効となりますので、

事務方の方で今後誰に賃料を払うのかなど、細かい事務手続きはございますが、この促進等計画はこのままの扱いとなります。以上です。

農業委員(力石堅太郎) わかりました。

議 長(箕輪展忠) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(箕輪展忠) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(箕輪展忠) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は承認することに決定いたしました。

議 長(箕輪展忠) 次に議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長(櫻田修一郎) 24ページをお願いします。議案第22号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は25ページです。こちらの計画変更は、令和6年11月11日付け指令第2205号で許可となった駐車場について、有料老人ホームの受け入れ人数の拡大を図るため、老人ホームの増築をするためのものです。変更許可前にすでに建物の基礎部分を施工しており、始末書付きとなります。以上です。

議 長(箕輪展忠) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(箕輪展忠) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(箕輪展忠) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に、議案第２３号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）２６ページをお願いします。議案第２３号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は２７ページです。今回は合計２件、２筆、１，４０９．４７平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。２８番の転用事由は、農地を使用貸借し、携帯電話基地局の建設工事を行うための資材置き場兼作業スペースとして使用するものです。場所は三本木高校から北に約６００メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第３種農地で、期間を６か月とする一時転用であることから、転用許可の見込みがあります。２９番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲３区画の整備を行うものです。場所は三本木高校から北東に約６００メートルの地点です。農地区分は用途地域内の第３種農地で、転用許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査、及び聴取調査の結果について、報告願います。４番 沢目 勝弘 委員お願いいたします。

報告委員（沢目勝弘）農地法第５条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計２件です。９月９日午前９時に調査員３名で現地調査を行い、午後２時に市役所別館３階会議室で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）沢目委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第２３号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第２４号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）２８ページをお願いします。議案第２４号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は２９ページです。今回の変更区分は除外で合計１件、１筆、２７４平方メートルです。場所は西小学校から南東へ約９５０メートルの地点で、当該地の北側は公衆用道路、南側は水路、西側は農地、東側は宅地及び雑種地に囲まれています。変更理由は、現在同居中の娘と別居し、自身が居住するための住宅を建築するものです。農地区分は第１種農地ですが、集落接続であるため不許可の例外に該当し、また、計画地の選定及び土地利用計画からも事業計画は適当であり、整備計画の変更は妥当であると判断されます。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第２４号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和７年度第６回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後２時２６分 —————